

第 8 5 回市原市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成 27 年 2 月 2 日（月）午後 2 時 0 0 分～ 3 時 5 0 分

2 開催場所 市原市役所 議会棟 第 4 委員会室

3 出席者

（委員） 芦沢 哲蔵会長 家永 けい子委員 伊鏝 幹雄委員 榊原 義久委員
深谷 博子委員 堀田 健治委員 及川 幸紀委員 鈴木 友成委員
田尻 貢委員 水野 義之委員 日浦 博昭委員 橋本 卓磨委員

（説明員） 池田 信一 副市長

〔都市計画部〕 藤本部長 吉野次長

〔都市計画課〕 早川課長 江森係長 飯高主査

〔都市整備部〕 伊藤部長 泉水次長

〔都市整備課〕 大和久課長 川崎副主幹 豊田主事

〔下水道計画課〕 谷澤課長 高橋係長 郡司技師

（事務局） 〔都市計画課〕 笠松主幹 赤城主任 小川主任

4 議題

【審議事項】

市原都市計画下水道の変更について（都市計画決定権者：市原市）

- ① 市原市第 1 号都市下水路の変更
- ② 市原市第 2 号公共下水道（菊間処理区）の変更

【報告事項】

- (1) 第 6 回都市計法定例見直しについて（都市計画決定権者：千葉県）
- (2) 市原都市計画都市再開発の方針の見直しについて（都市計画決定権者：千葉県）

5 議事の概要 上記 1 議題について説明・質疑を行い、採決した結果、原案どおり可決された。

また、第 6 回都市計法定例見直し及び市原都市計画都市再開発の方針の見直しの状況について報告・質疑を実施した。

6 会議経過 別紙のとおり

6 会議経過（別紙）

- 議長** それでは、ただ今より「第85回市原市都市計画審議会」を開会いたします。
- 本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、市原市都市計画審議会条例第6条による開催要件を満たしているものと認めます。
- はじめに、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人に家永委員と橋本委員を指名させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。
- 当審議会の公開要領第2条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。
- （傍聴人入室）
- 議長** 傍聴人の方をお願いを申し上げます。お手元の「傍聴人の遵守事項」を遵守していただき、係員の指示に従ってください。
- これに違反した場合は、退席いただくことがありますので、御承知お祈いします。

第1号議案 市原都市計画下水道の変更について

- 議長** それでは、議事に入ります。
- はじめに「第1号議案 市原都市計画下水道の変更について」を議題といたします。説明員より議案の説明をお願いします。
- 説明員** 都市整備部 下水道計画課長の谷澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 第1号議案、市原都市計画下水道の変更につきまして、御説明させていただきます。
- 座って失礼いたします。
- 今回の変更につきましては、雨水排水の一部について、事業を効果的に進めていくために、都市下水路の一部を公共下水道に切り替えるものでございます。詳細については後ほど御説明させていただきます。
- 事前に配布しております計画書の5ページを御覧ください。
- 市原市第1号都市下水路について、変更の前後を対比しております。赤書きが変更後となり、排水区域を減少し、下水管渠の終点を変更するものです。
- 次に、計画書の17ページを御覧ください。
- 市原市第2号公共下水道（菊間処理区）について、下水管渠として能満中央幹線を追加するものです。
- 続きまして計画書の変更内容等について、前方のスクリーンを使い説明させていただきます。
- 最初に、本市の下水道事業の全体計画の概要を説明します。公共下水道としましては、紫色で表示しています松ヶ島終末処理場にて処理する市原市第1号公共下水道（松ヶ島処理区）、緑色で表示しています菊間終末処理場にて処理する市原市第2号公共下水道（菊間処理区）、そしてオレンジ色で表示しています南総終末処理場にて処理する市原市第3号公共下水道（南総処理区）としまして都市計画を決定し、現在、事業を推進しております。
- 下水道事業における雨水排除の方法につきましては、市街地の汚水と雨水施設を一体的に整備する公共下水道の他に、市街地の浸水解消を目的として、雨水を排除するための施設を、公共下水道の整備に先立って早急に行う場合の都市下水路があります。

本市の都市下水路事業ですが、青色の線で表示していますが、主に国分寺台地区の雨水排除を担う西広都市下水路を市原市第6号下水道（西広都市下水路）として、また、赤色の線で表示していますが、主に若宮団地や市原・能満地区の雨水排除を担う若宮都市下水路を市原市第1号都市下水路として都市計画を決定し、事業を推進しております。

今回、御審議いただく案件は、この中の、市原市第1号都市下水路及び市原市第2号公共下水道（菊間処理区）の都市計画の変更についてでございます。この2件の都市計画変更につきましては関連した案件となりますので、一括して説明させていただきます。

市原市第1号都市下水路は、スクリーンの青色で囲った区域が排水区域で、面積は約877haであります。主に市原・能満地区、下流側に位置する八幡・五所地区等の浸水被害を解消するため若宮都市下水路1号幹線、2号幹線及び3号幹線からなっております。

整備状況ですが、放流先である通称八幡運河から整備を行ってまいりまして、1号、2号幹線につきましては全線が概ね完成しております。

航空写真で、今回の変更対象となります若宮都市下水路3号幹線の位置関係を説明させていただきます。（スクリーンを示し）こちらが東関東自動車道、こちら国道297号、次に市道24号線、ここが山木交差点となります。また、赤い点線で囲われた部分は、浸水常襲地区になります。

この交差点付近の市道24号線を横断した所までの黒色の表示が完成しております。そして、青色で着色した排水区域につきまして、下水道法に基づく公共下水道の汚水についての事業計画を策定しましたことから、オレンジ色で表示しました未整備区間について、公共下水道の雨水として整備するための要件を満たしたことから、変更を行うものです。

変更の概要ですが、現在の若宮都市下水路3号幹線は、左側の図の黒色で表示した整備済み348m、及び緑色で表示した未整備342mの区間、総延長が690mでございます。

今回、都市下水路から公共下水道へ都市計画変更することで、国庫補助率が都市下水路における4割から公共下水道の5割となり、より多くの特定財源の確保が可能となり、浸水被害の早期解消に向け、事業推進を図るため、未整備区間342mにつきまして、都市下水路としての位置付けから、右側の図にオレンジ色で表示した市原市第2号公共下水道（菊間処理区）の能満中央幹線に変更して雨水整備を行うこととするものであります。

従いまして、下水道法上の位置付けと、これに伴う名称の変更を行うためのもので流域や流量、整備内容に変更が生じるものではございません。

（スライドを示し）この地区の台風時の浸水被害状況です。

次に、都市計画の変更内容について、個別に御説明させていただきます。

最初に、市原市第1号都市下水路の変更になります。

計画書の5ページを参照ください。

今回、若宮都市下水路3号幹線の未整備区間342mを都市下水路から公共下水道に変更するための短縮により、スクリーンで、オレンジ色で表示された区間・区域を縮小いたします。このことにより、排水区域の面積を約305haに変更し、下水管渠の終点を市原市山木字外白船に変更します。

次に、市原市第2号公共下水道（菊間処理区）になります。

計画書の17ページを参照ください。

市原市第1号都市下水路の変更に併せて、短縮しました未整備箇所の342m区間を公共下水道の下水管渠として能満中央幹線を追加するものであります。

スクリーンでは、先ほどのオレンジ色で表示された区間がそのまま公共下水道となるものであります。よって、当幹線は都市下水路の排水区域の減少分を受け持つことから、都市下水路から公共下水道の雨水幹線に変更することに当たっての計画流量の変更はございません。

以上が、都市計画下水道に係る変更の内容であります。これにつきましては、都市計画変更の原案を作成し、平成26年10月20日から11月4日までの2週間、原案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者はなく、公述申出書の提出もございませんでしたので、予定されていた公聴会は中止いたしました。

その後、千葉県と原案協議を行い、異存のない旨の回答をいただきましたので、原案を都市計画変更の案とし、平成27年1月5日から1月19日まで縦覧を行いました。その結果、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。今後は本審議会で御審議をいただき、千葉県との法定協議を行った後に、都市計画の変更を行う予定でございます。

以上で第1号議案、市原都市計画下水道の変更について、説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
委員

ただ今の説明に対し、各委員の質疑をお願いします。どうぞ。

都市下水路と公共下水道との構造の違いというのを教えていただきたいと思います。また、スライドの3ページの絵なんですけど、第1号都市下水路の最後が(国道)16号で止まっているのですが、その先はどうなっているのかなということと、それから4ページ目の方では、16号ではないのではないか、16号の道路の下に埋まっている下水路ではないかと思うのですが、その先は海まで流れるのか、どこかで貯留するのか、その辺の流末の処理を教えていただきたいと思います。

説明員

まず、都市下水路と公共下水道についてですが、お配りしてある関係法令抜粋の最終ページを見ていただきますと、下水道法第2条第3号と第5号で、公共下水道と都市下水路がございます。公共下水道と都市下水路の大きな違いですが、まず公共下水道は、汚水と雨水の排水を、事業計画を立て整備を進めていくものです。都市下水路につきましては、公共下水道の事業計画を持っていない地区の市街地が浸水被害を受けているのを改善しなければならないというときに、公共下水道に先行して都市下水路事業というもので整備することになります。下水道法の中で決められている分類になります。

委員

構造的にはどう違うのですか。

説明員

構造的には、公共下水道も都市下水路も、普通の水路の大きな、都市河川的な構造もありますし、地中に潜る…

委員

ヒューム管ですか。

説明員

ヒューム管というか、ボックスカルバート形式の、暗渠のものもあります。それぞれありますので、公共下水道の汚水の事業計画を持っていないところに対して先行して雨水整備を進めていくところについては、補助金をもらって進めていくに当たって、都市下水路としてしか整備できないということになります。

説明員

補足説明させていただきます。位置付けが違うということで構造的にはどちらも同じものになります。したがって、今回切り替えますけれども、構造的には以前計画してい

たものが、そのままになりますので、構造的にはどちらでも変わりません。整備する中で、何が一番効率的かということで、道路の下に暗渠にすることもあれば、水路としてオープンにすることもあります。地形状況等を踏まえて設計しています。ですから構造的には変わらないと。あと、流末のことですが、16号のちょっと内陸側に、水路がございいます。昔埋立てをしたときに、内陸の排水をするために水路を作って、通称で八幡運河と言っておりますが、そこに都市下水路の排水先が行っているということになります。

委員 ということはそのまま海へ行くのですか。汚水処理をしないで。

説明員 (雨水については) 運河が海に通じていますので、そのまま自然排水で東京湾まで流しているということになります。

委員 万が一、高潮や津波が来たときには逆流することもあるということですか。

説明員 八幡運河の流末に高潮・津波対策用として水門がございいます。高潮・津波のときはJ-ALERT(全国瞬時警報システム)で自動的に閉鎖するというので、県が整備したものができています。

委員 潮の高さは何mの高さまで対応できますか。

説明員 AP(荒川工事基準面)で4.5mまでは大丈夫です。

委員 この変更によって、地域住民の皆さんにとっては、何ら危険を及ぼす影響はないということでしょうか。

説明員 今回未整備区間342mについては、ボックスカルバートという四角い断面の地中に埋まるような構造になりますので、転落だとかそういう危険があるようなものではございしません。

委員 念押しなんですけれども、要するに台帳上の変更ということで、現場をいじるわけではないということですか。

説明員 台帳上と言いますか、下水道法上の位置付けを都市下水路から公共下水道に変えることで、補助金が4割から5割に増えます。この342mは未整備の区間ですので、より多くの補助金をいただきながら整備を進めていきたいということです。

委員 議案書の9ページの変更経過の一覧表の中で確認したいのですが、計画水量というのがあります。この計画水量が平成14年には53.0m³/日。これがその後33.3m³/日、大体3分の2くらいに下がっているのですが、これはどういうことなのか、ちょっと確認させてください。

説明員 先ほど説明をしました877haのうち変更いたします500haの市街化調整区域につきましては、当時は開発等により将来は市街化が予想されるだろうというところで、市街化区域並みの流出係数、つまり雨が流れ出る量の係数を考えていましたけれども、その後、経済情勢や世の中の流れの中で、市街化区域にはならない、市街化調整区域のままで行くという土地利用のあり方による流出係数の見直しにより、量が減ったものでございいます。

委員 考え方からいえばなるほどそうかな、と思うんですね。ただ、実態として水田は休耕田が増えている。また、最近はちょっとしたところに太陽光発電が増えていますね。そういうときにこのような考え方でいいのかなと素朴な疑問を感じるんです。逆に言えば計画水量は本当に妥当な数字なのかどうかというのが、皆さんプロですからそれなりの計算をしていると思うのですが、それにも増して、ちょっと首を傾げたくるので、そ

の辺の御説明をお願いしたいと思います。

説明員 委員は御心配ということであろうかと思うんですけども、一般的に、市街化調整区域について、開発を進める場合、元々農地だったものが宅地に移り変わる、つまり用途が変わるときには、その土地の開発者の方に、流出抑制ということで、流出量を抑制していただくということを行っておりますので、一般的には現状の中で満足できるものと考えております。

委員 一般的には今のところで満足できる、事業者側に流出抑制をしてもらうという説明だったのですが、これから更に休耕田が増えたりあるいは太陽光発電がどんどん増えたりして、ちょっと雨が降っただけで水が流れて、流出量が急に嵩が増えたりするというのを、私たちは素人ですが、心配しているんです。実際ちょっと降っただけなのにあら、と感ずることが増えているということもありますので、そういうことを考慮すると今の説明では納得行かないこともあるんですけどね。

説明員 市原市の場合、市街地の雨水整備につきましては、5年確率、50mm対応という事で、昨今ではゲリラ豪雨等が頻繁に発生したりしておりますけれども、市街地の雨水整備率についてもまだ49%程度ということで、まだ東京や横浜のような大都市のように、50mmが概ね終わって次の段階で施設レベルを上げていくという所まで達しておりませんので、現状の中で整備を進めていくというような考えでおります。そのようなことで御理解いただきたいと思います。

委員 まあ、御理解するしかないのかなと思うのですが、やっぱり今後優れた他自治体の状況等を見て異常気象、ゲリラ豪雨の発生しやすいような状況も増えていますので研究なさって早めに手を打っていただきたい。できればいわゆる想定外といわれるような被害を未然に防止するように。確かに法はそうかもしれませんが、後になって想定外ではすまされないので、研究されるといいのかなと思います。

説明員 先ほどもスクリーンで浸水被害状況という写真を提示しましたけれども、こういう状況で、一刻も早くこういう箇所を解消したいという事で、補助金を、財源的にも、市原市も厳しいですから、補助金をより多くいただける公共下水道に切り替えて、まずはこの浸水被害の地区をなくして行こうというのがまず一時的にやっけて行こうと考えています。その上で、異常気象に関してはどういう対応をするのか。下流側はほぼ整備ができていますから、上流側で流出抑制だとか色々なことが考えられますので、そういうことは次の段階で考えていかななくてはならないと考えています。

議長 はい、どうぞ。

委員 まず、今回の変更によって、どのくらいの補助金、財源が確保される見通しでしょうか。また、変更にあたって縦覧者が0でしたが、関係する町会への説明等は行ったのでしょうか。

説明員 まず補助金の額についてですが、現段階では、整備費は7億円程度を見込んでおります。この7億というのも何年か前の試算ですから、現在は上がっている可能性があります。7億に対して5割だと3億5000万、4割だと2億8000万円で、7000万円程度国からの補助が増えることになると考えております。

次に地元への説明については、用地買収が必要になってきますので、地権者の方には概ねの説明をしております。

また、地元町会の方からも、先ほど浸水被害の写真が載っていましたが、25

年の台風26号が通過した後も、地元の方から早急な整備の要望が提出されております。

委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、補助金が4割から5割に増え、また、長年地元町会の懸案であって、浸水が多かったのもこれで解消に向かっていくと思うのですが、以前の計画よりも、補助金が増えることによって事業が早まるという効果はないのでしょうか。

説明員 この事業については、工事の施工場所が、既存の水路を使って下流から順次施工して行く形になります。民家と民家の間をすり抜けて行く形で進めていくことになるんですが、この342mを下から上まで一括して進めて行く工法を考えていますので、概ね3年程度整備完了までかかると考えております。その3年間の中で下から上まで継続して進めていくという工事になりますので、期間が短くなるということにつながるものではありません。

委員 長年かかってなかなかスムーズに行かないとは思いますが、速やかに解消していただきたいと思います。また、3号幹線から1号幹線に流れていくわけですが、1号幹線はきっちり整備されているんですけども、こちらの上からの流量が増えることによって、老朽化の問題もありますし、震災への対策の中で、古くなっていますから、その辺のメンテナンスも平行して考えてもらいたいと思います。

議長 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員 今回の議題の、変更ということについて特に異議はないのですが、ちょっと確認で、公共下水道の要件を満たしたということで、汚水と雨水というのは、そのまま直で東京湾に出て行くのか、処理はどういう考え方であるのかというのが一つと、もう一つは公共下水道になると接続していただかなければならないんですね。「俺はいいや」というわけには行かなくなるのですが、それに関してはどのように進めていくのでしょうか。

説明員 この地区の汚水については、菊間終末処理場に到達して、そこで処理し、村田川に放流することになります。雨水については、上流から、通常の雨水と、上流域の家庭の雑排水や浄化槽から放流された水が混ざって、八幡運河を経由して東京湾に放流されるという形になります。下水道の場合、市街地の汚水整備という事で進めていくので、今後整備が進んでも、市街化調整区域の雑排水等は、雨水の中に含まれていくということになります。

また、接続の関係ですが、汚水管を整備したら速やかに接続して利用していただくというのが本来の趣旨ですので、これについては啓発活動を行いながら、進めているところです。

委員 そこがやっぱり、いいものができても住民の意識がなかなか統一されないという問題点はよく耳にするんですね。みんなのために税金を使いながらやっているのですが、そういう部分での理解というのを、今から町会と連携して、被害を減らしたいんだという思いを伝えていくという細かい説明が必要なんじゃないかなと。町会をまとめて、できた暁には皆さんよろしくというのを町会と一緒に住民同士で言い合えるようなそういう環境づくりをこれからお願いしたいと思います。

議長 他にどうですか。はい、どうぞ。

委員 スライドの8ページの図ですが、①、②、③とありますけれども①が1号都市下水路、②が第2号公共下水道ということですか。両方とも342mと同じ距離ですが、図面上は

明らかに長さが違うように見えるのですが…。

説明員 この図の①、②、③というのは、都市下水路の幹線の番号を示しています。①が若宮都市下水路1号幹線、②が若宮都市下水路2号幹線、③が若宮都市下水路3号幹線ということで、都市下水路としては一つの第1号都市下水路なのですが、幹線名を表示したものです。今回の変更は、緑色の③の3号幹線を、下流側の整備した所については都市下水路のまま、上流側のオレンジ色の部分を都市下水路から公共下水道に切り替えるということで、オレンジ色の部分だけの変更になりますので、延長は全く同じになります。

委員 ①②③の番号と、第1号、第2号というのは連動しているわけではないということですか。

説明員 オレンジ色の部分の右側に「市原市第1号都市下水路」とありますけれども、その内訳として、①②③があって、それを全てひっくるめて、第1号都市下水路ということになります。③の部分の上流側を今度は公共下水道、たまたま第2号公共下水道という名前で紛らわしくなっているので誤解しやすいのですが、第2号公共下水道というのは菊間処理区全体をいいます。国分寺なども含めた、1番最初に説明したスライドの3ページの緑色になっている部分が第2号公共下水道の全体の区域になります。ここに組み込むということです。

議長 よろしいですか。他にありませんか。特に質疑ありませんでしょうか。ないようですので、これで質疑を終結します。これより、採決いたします。

第1号議案「市原都市計画下水道の変更について」、承認する委員の挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。

よって、本議案につきましては、原案のとおり承認することと決しました。

報告事項(1) 第6回都市計画定例見直しについて

議長 本日の審議事項は以上で終了となりますが、その他に報告が2点ほどございます。まず、「第6回都市計画定例見直し」についてです。それでは報告をお願いします。

説明員 都市計画課の早川でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

お手元の次第「報告事項」(1)の「第6回都市計画定例見直しについて」を御報告させていただきます。

本日は、スクリーンとお手元の資料を使って、御報告させていただきます。スクリーンと資料の内容は合わせてございますので、スクリーンが見づらい場合には、大変申し訳ありませんが、お手元の資料を御覧ください。

また、資料1「第6回都市計画定例見直しについて」と資料2「都市計画見直しの基本方針(概要)」も合わせてお配りしてございます。その都度、御案内いたしますので、御覧ください。

それでは、始めさせていただきます。失礼して、座って御報告させていただきます。

「都市計画定例見直しの概要」を御報告する前に、委員の皆様と御一緒に「都市計画マスタープラン」について、確認をしてみたいと思います。

スクリーンを御覧ください。お手元の資料2ページになります。

スクリーンの中央部分に御注目ください。

「都市計画区域マスタープラン」と「市原市都市計画マスタープラン」の2つのマスタープランを示してございますが、「都市計画マスタープラン」と一言で言いましても、このように2種類の「都市計画マスタープラン」がございまして。

赤い枠で囲まれております「区域マスタープラン」は、都市計画法第15条に基づき、千葉県が定めるもので、複数の都市計画区域を対象として、県土全体を見ながら、都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるものでございます。

この「区域マスタープラン」につきましては、市原市の場合は、たまたま「市原都市計画区域」と市原市の「行政区域」が重なっておりますので、混同しがちですが、例えば、「成田都市計画」は、「成田市の一部と栄町、富里市」で構成されており、「佐倉都市計画」は、「佐倉市と酒々井町」、「木更津都市計画」は、「木更津市と君津市の一部」、「印西都市計画」は、「印西市と白井市」というように、行政区域を跨って都市計画が定められております。

一方、緑色の枠で囲まれております、「市町村マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づき、各市町村がそれぞれの行政区域を対象として、より地域に密着した見地から、創意工夫しながら都市計画の方針を定めるものでございます。

このように、県が定めた「市原都市計画区域」のマスタープランと市原市が定めた「市原市」のマスタープランの2種類がございまして。これらは、別の計画ですが、計画の名称が似ていることから、混同しがちですので、御注意ください。

それでは、スクリーンのオレンジ色の枠で囲まれている部分を御覧ください。

今回の「定例見直し」は、県が定める「区域マスタープラン」と「区域区分」等の見直しとなっております。このオレンジ色の枠で囲まれている部分の見直しを行うものでございます。

千葉県が定めます都市計画は、上位計画に「千葉県総合計画」がございまして、これに基づき定められており、今回の見直しに当たり、昨年7月に県から「都市計画見直しの基本方針」いわゆる「知事方針」が示され、これに基づき見直しを行っているところでございます。

今回の「定例見直し」の市町村の役割といたしましては、千葉県が定める「都市計画(案)」について、各市町村がそれぞれ、「こうしてほしい。」「この都市施設の位置付けをお願いしたい。」というように、申出ができるよう、都市計画法第15条の2に規定されておりますので、これに基づき、市の意向を伝えながら、調整をお願いするものです。

スクリーン右側の「市」と書かれた緑色の枠を御覧ください。

ここに示してございますように、「市原市都市計画マスタープラン」は、「改訂市原市総合計画」の都市像を実現するために、市原市の都市計画の方針を定めたものですので、「区域マスタープラン」にその内容が反映されるよう、県と十分な調整を図りながら、「区域マスタープラン」の策定をお願いしているところでございます。

それでは、今回、県が行います「区域マスタープラン」の見直しについて、御説明いたします。

最初に、「千葉県都市計画」における、「市原都市計画」の範囲や位置について、御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。お手元の資料3ページになります。

今回の定例見直しで、対象となる都市計画は、緑色で示されております「区域区分を

定めている都市計画区域」と言われます市街化区域と市街化調整区域の区分がある「線引き都市計画区域」の22区域と、黄色で示されております「区域区分を定めていない都市計画区域」いわゆる「非線引き都市計画区域」の29区域、合計51の「都市計画区域」となっております。

白地の部分は、都市計画区域外でございますので、基本的には、今回の見直し対象外となっております。

黒い太線で囲まれている部分が、「市原都市計画区域」となっており、今回の見直し対象区域でございます。本市の市域全体でないことが分かると思います。

「市原都市計画区域」は、市原市の北部（市原・五井・姉崎・市津・三和の旧5町と旧南総町の一部）の区域が指定されており、他の市町村の行政区域を含まず、市原市1市で、その区域を構成しております。

市原市の場合、南部地域が計画対象外の白地となっておりますが、千葉市や船橋市、市川市などは市の行政区域全体が、一つの都市計画区域となっております。

先ほど、御説明させていただきましたが、複数の市町村に跨った、都市計画が定められている地域もございます。

市原都市計画は、市原市全体面積 約36,820haのうちの25,623ha（全体の約70%）で、その区域内の人口は、約27万2千人（全体の約97%）となっております。基準となっております人口は、平成22年に実施された国勢調査の結果が使われております。

スクリーンを御覧ください。お手元の資料4ページとなります。資料1「第6回都市計画定例見直しについて」にも記載がございますので、後ほど御覧ください。

今回の第6回都市計画定例見直しにつきましては、平成23年度に実施された「都市計画基礎調査」の結果に基づき、県下一斉に実施されるものでございます。

将来人口の見通しや少子高齢化の進展等、社会経済情勢の変化などの状況を見極めながら、昨年7月4日に千葉県知事から通知されました「都市計画見直しの基本方針」を踏まえ、都市計画の目標や目標年次、人口フレーム等に関連する変更を行うものでございます。

スクリーンを御覧ください。お手元の資料5ページとなります。資料2「都市計画見直しの基本方針（概要）」も合わせて御覧いただければと思います。

今回の都市計画見直しの「県の基本方針」について、御説明いたします。

見直しの主な背景でございますが、1つ目に、人口減少・超高齢化があげられております。

県の総人口は、平成23年以降減少局面を迎えておりまして、人口減少を前提とした初めての都市計画の見直しとなっております。

2つ目に、圏央道等の「広域道路ネットワークの整備の進展」があげられております。

特に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成25年に東金ジャンクションから木更津東インターチェンジまで、平成26年には、茨城県の稲敷インターチェンジから県内の神崎（こうざき）インターチェンジまでが開通しており、その沿線の状況は、開通前と比べ、大きく変化しつつあります。

3つ目に、東日本大震災や記録的な大雨・台風などによる災害の発生により、安全・安心への要請が高まっていることがあげられております。

4つ目に、豊かな自然の継承と環境保全として、緑や農と共生したまちづくり、低炭

素社会実現に向けた、再生可能エネルギーの活用等が、求められていることがあげられております。

このように、将来人口の見通しや社会経済情勢の変化などに対応するため、今後の「都市づくりの基本的な方向」が、「県の基本方針」として示されたところです。

それでは、「都市づくりの基本的な方向」について御説明いたします。資料2「都市計画見直し方針（概要）」、A3のものになりますが、その中段、又は、スクリーンを御覧ください。お手元の資料は6ページとなります。

都市づくりの基本的な方向の1つ目は、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」です。

駅周辺や地域拠点へ 居住や公共公益施設などの生活に必要な施設の集積を図り、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな「集約型都市構造」を目指すとしています。

2つ目は、「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」です。

広域道路ネットワークのインターチェンジ周辺等にふさわしい新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進による地域の活性化を目指すとしています。

3つ目は、「人々が安心して住み、災害に強い街」です。

ハード・ソフト両面から防災・減災施策を推進し、オープンスペースや避難路の確保など、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指すとしています。

4つ目は、「豊かな自然を継承し、持続可能な街」です。

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指すとしています。

これらの4つの「都市づくりの基本的な方向」を基本として、県は、都市計画の見直しを行っていくとしております。

それでは、市原都市計画の主な見直しについて御説明させていただきます。

資料1「第6回都市計画定例見直しについて」の中段「主な見直しについて」、又はスクリーンを御覧ください。お手元の資料は、8ページとなります。

目標年次と将来人口フレームでございますが、4つの「都市づくりの基本的な方向」に基づき、将来の都市像を実現するため、目標年次を平成37年とし、都市計画の見直しを行うとしております。

将来人口フレームは、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、千葉県の総人口617万2千人、このうち区域区分のある都市計画区域22区域の人口を528万4千人としております。

本市の将来人口フレームにつきましては、計画対象外区域を含めた、市全体で約27万9千人、このうち市原都市計画区域内人口は、約27万人、さらにその中で、市街化区域内の人口は約20万2千人と設定がされております。

この数字は、平成25年10月に策定されました「千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」」の将来人口推計に基づき千葉県が算定したものとなっております。

次に「区域マスタープラン」の主な見直しについて御説明いたします。

スクリーン、又はお手元の資料8ページを御覧ください。

現在の「区域マスタープラン」につきましては、平成19年に策定されましたが、本市の「改訂市原市総合計画」は、それ以前の平成17年に策定を終えておりましたので、

県と調整を図りながら、本市の主な施策は、「区域マスタープラン」に反映をすることができました。

しかし、平成19年の都市計画決定から時間が経過し、関連する諸計画と整合を図りながら、都市計画の変更や土地利用の動向、都市施設の整備状況等の動きを踏まえた、時点修正が必要となっておりますので、これを行ってまいります。

次に「区域区分」について御説明いたします。

スクリーン、又はお手元の資料9ページを御覧ください。

県の方針では、見直しにあたり、良好な市街地の形成を図るため、既定の市街化区域内の整備を優先的に進め、新たな市街地の形成や新たな広域道路等の整備に伴う産業機能を誘導する必要がある場合には、地域の実情に応じて見直しを行うものとされており、特に市街化区域への編入については、原則として行わないとされております。

このため、区域区分の見直しにつきましては、「改訂市原市総合計画」「市原市都市計画マスタープラン」に則り、既定の市街化区域内の整備を優先的に進めていくこととし、現時点では、市街化区域と市街化調整区域の線引きの変更は、行わないこととします。

次に都市計画道路をはじめとする、都市施設の見直しについて御説明いたします。スクリーン、又はお手元の資料10ページを御覧ください。

以前、本審議会で皆様に御審議を頂きました「長期未整備都市計画道路」につきましては、現在見直しの素案が出来上がり、これから国や県の関係機関と調整を行ってまいりますので、現時点では都市計画の定例見直しに反映することが出来ませんが、今後、県と調整をしながら、適宜対応を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど御説明いたしました公共下水道施設や都市公園等の都市施設につきましても、必要に応じて県と調整を図りながら、見直しを行ってまいりたいと考えております。

これまで、委員の皆様にお時間をいただき、御説明をさせていただきましたが、端的に申し上げて、今回は、タイミング的にも非常に難しい時期でございます。

次期総合計画や次期市原市都市計画マスタープランの策定との関係もございまして、今回の定例見直しでは、現計画をベースに、圏央道の開通や五井駅前東、岩崎、潤井戸地区等の区画整理事業の進展、こういったものを加味した時点修正にとどめたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。お手元の資料11ページとなります。

平成26年7月に「知事方針」が通知され、これを受けまして、8月から県に申出を行うための、市原市としての案の策定に着手し、11月13日にこの案を県へ提出しております。

現在は、これに基づき、千葉県と調整を行っておりますが、千葉県でも、庁内調整や国の関係機関との事前調整を行っている状況でございます。

今後は、3月にパブリックコメントを実施した後に、4月に市原市としての案を確定し、公文書をもって、正式に千葉県に申出をいたします。その後、千葉県では、各市町村からの申出を受けて、原案をまとめ、都市計画法に基づく手続を進めることとなります。

11月頃には、千葉県から市原都市計画区域について、市に正式に意見照会がある予定

となっておりますので、本審議会に諮問をさせていただき、委員の皆様の御意見を頂戴したいと考えております。その際には、どうぞ、よろしく願いいたします。

その後、平成28年2月に千葉県決定により、都市計画変更をする予定でございます。

以上で、「第6回都市計画定例見直し」の概要について、報告を終わります。ありがとうございました。

議長 それでは、ただ今の定例見直しに関する報告に対し、各委員の質疑をお願いします。はい、どうぞ。

委員 今現在の市原市の人口を教えてください。

説明員 平成26年12月1日現在になりますが、27万6千人です。

説明員 今申し上げたのは、千葉県の、平成26年12月現在で出している人口の中の、市原市の分でございます。市原市の中で住民登録しているのは、外国人を含めて約28万人です。県が把握している人口と、市が住民基本台帳の登録で毎月出している人口には差がございます。今課長が申し上げたのは、千葉県の方で公開している今回の定例見直しにおいての人口の基本数値になります。

委員 スライドの7ページに「目標年次 平成37年」と書いてありますが、「27万9千人」というのは、平成37年の数字ということでしょうか。

議長 ということだと思いますが、はい、どうぞ。

説明員 人口フレームについては、平成37年には、県の方で市原市はこれだけ、というフレームを当てはめた人口です。

委員 ということは、増えないという前提ですか。

説明員 県としては、そう考えているということです。市としては、難しいことだとは思いますが、増やしていければと考えておりますが。

議長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見等無いようですので質疑を終結いたします。

報告事項(2) 市原都市計画都市再開発の方針の見直しについて

議長 続いて、市原都市計画都市再開発の方針の見直しについてです。説明員の入れ替えをお願いします。

よろしいでしょうか。それでは報告をお願いします。

説明員 都市整備課長の大和久でございます。

引き続きまして、報告案件である「市原都市計画都市再開発の方針の見直し」について御説明いたします。

本日はスクリーンを使用して御説明をいたします。

また、スクリーンの内容を出力した資料も配付させていただいておりますので、適宜御参照ください。

それでは説明を始めます。

見直しの概要説明に先立ちまして、「都市再開発の方針」について御説明をいたします。

「都市再開発の方針」は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランです。

従来は「整備、開発又は保全の方針」の中に位置付けられていましたが、平成12年の都市計画法改正により、独立した都市計画となったものです。

今回の「都市再開発の方針」の見直しについては、先ほど都市計画課より説明のありました「第6回都市計法定例見直し」に合わせ、「都市再開発の方針」についても県下一斉に見直しを行うこととなり、これに合わせて本市も見直しを行っております。

なお、当都市計画の決定権者は、都市計画法第15条第3号により千葉県が決定することとなります。見直しに当たっては、千葉県より平成26年8月1日付けで「都市再開発の方針」の見直し要領が示され、この要領に基づき見直しを実施いたしました。

また、本市における策定状況ですが、平成13年に当初都市計画決定の後、平成19年に都市計画変更を行っております。区域については、後ほど図を使って御説明いたします。

続きまして、「都市再開発の方針」における「再開発」の定義について御説明いたします。

「再開発」とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業、工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等、幅広い位置付けで用いられております。

次に、「都市再開発の方針」において、「1号市街地」とは、都市計画区域のうち、既成市街地を対象として計画的な再開発が必要な市街地を指します。

また、「2項地区」とは、1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を指します。

さらに、「誘導地区」とは、1号市街地のうち、再開発の促進の必要性が高いものの、先ほど御説明しました2項地区に係る整備又は開発の計画の概要を定めるほどの熟度に至っておらず、今後2項地区に誘導していくことが望ましい地区を指します。

このスクリーンは、本市における現在の「都市再開発の方針」の策定状況を表しています。

五井駅周辺の約180haの地区を、「都市再開発の方針」の区域として定めています。

本市での都市再開発の方針の策定経過について説明します。

こちらは、先ほどの決定区域をより大きく示したものです。

本市においては、平成13年3月30日付けで、初めて「都市再開発の方針」の都市計画決定をし、現在スクリーンに示された約48.1haの区域を1号市街地に指定しました。

その後、平成19年の定期見直しにおいて、新田・下宿、北五井及び五井駅前東土地区画整理事業施行区域等を追加し、スクリーンで赤色の実線で縁取りされた約180haの区域について都市計画の変更決定をしております。なお、現在都市再開発の方針における1号市街地と2項地区は、同一の範囲となっております。

前回の都市計画決定からの見直しの1点目として、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合や、主に五井駅前東土地区画整理事業の収束に伴う文言の修正を行っております。

2点目として区域の変更を行っております。変更となる区域については、計画的な再開発が必要な市街地である1号市街地に、「平田地区」約17.6haを追加します。

スクリーンの中で赤の破線で囲われた区域が変更の対象となる区域です。

既に1号市街地として決定されている区域である「五井地区」に隣接する「平田地区」

は、昭和42年に土地区画整理事業の都市計画決定をし、市施行の土地区画整理事業が予定されておりますが、地元の同意や昨今の社会経済情勢等の理由により、事業化に至っておりません。

当地区は、道路、下水道等の公共施設が未整備であり緊急車両等も入れないため、生活環境や防災面からも課題があります。

また、駅周辺でありながら、高度利用が図れない状態であり、改善をする必要があります。

平田地区については、駅周辺地区として、また、都市計画道路八幡椎津線などの都市施設を整備していく必要のある地区であり、土地区画整理事業を含む様々な整備手法を検討し、市原市の玄関口である五井駅周辺として一体的なまちづくりの推進を図っていくために「1号市街地」としました。

さらに、当地区については、土地区画整理事業の都市計画決定がされているものの、具体的な着手時期や事業計画が未だ決定していないため、2項地区として定めるほどの熟度に至っておらず、今後は、市街地開発事業等の具現化とともに、民間誘導も含めた多様な整備手法の検討など熟度が高まった際に2項地区に指定していくことが望ましいことから今回「誘導地区」としての位置付けをしました。

今後のスケジュールについて御説明します。

スケジュールについては、先ほど都市計画課から説明のあった、「第6回都市計画定例見直し」と合わせ、3月に住民意見の反映を実施した後4月に原案の確定を行い、都市計画案の申出を公文書の形で千葉県に提出いたします。以降、都市計画法に基づく法定手続を経て、県の意見照会に対して11月頃市原市の意見を回答するに当たり、市都市計画審議会に諮問をさせていただきます。

その後、平成28年2月に千葉県決定により、都市計画変更する予定でございます。

以上が「都市再開発の方針の見直し」に係る説明となります。

議長 それでは、ただ今の都市再開発の方針の見直しに関する報告に対し、各委員の質疑をお願いします。はいどうぞ。

委員 確認なんですけれども、1号市街地、2項地区である五井地区、(資料の)黄色い部分に、緑の平田地区を誘導地区として付け加えるとのこと。2項地区には優遇措置のようなもの、資料のイロハニホにあるような税の特別措置ですとか容積率の特例とかいったものがあるようですが、誘導地区にはあるのでしょうか。

説明員 誘導地区は、まだ具体的な手法が決まっていないことから、誘導地区に位置付けられることになるのですが、資料の最終ページにあるような優遇措置については、2項地区に移行してからになります。

説明員 補足します。こうした優遇措置には例えば認定された再開発事業や、法定再開発事業として位置づけられたもの、よくあるのが、施行者が高いビルを建て、敷地の権利変換をする事業などで、補助基準に合った認定再開発事業となっている場合などでは、税の優遇措置が適用される可能性があります。民間誘導等による事業をやりやすくするために国、行政がバックアップしますよというのが税制とか補助という形で可能になるようなエリアにしていくことが、誘導地区には一番メリットになるでしょう、という考えです。なので、全てが有利になる状態かというのは、これは仕上げ方というか採用する事業によるでしょうけれども、基本的には認定されるようなレベルの再開発事業になれば、行

政側がバックアップできるという形になります。

委員 ということは、それが2項地区、黄色の部分になったような状態であればそれが適用されることになるけれども、あくまでもまだ平田については黄色ではないということで、図面上枠で囲っているだけです。全然これから、ということで住民の協力なくしては進まないところを、いかにこれから進めるかというのは手腕にかかっているんでしょうけれども、その辺の、どのように進めていくというお考えがあればお聞かせください。

説明員 平田地区は、今の改訂市原市総合計画には、まだ位置付けが無いのですが、平成28年度からの次期総合計画の中で、先ほど説明した区画整理事業等の様々な整備手法から地区にあった手法を研究していきたいと思えます。

委員 ここは重要な地区だと思うんですね。平成通りが通りますし、最重要路線として開通を目指している路線が掛かっているんで、しっかりと進めていかないと、養老川のこっち側（西側）も、一生懸命私も行ってやっているんで、両方がいかないと、何年たっても平成通りが開通しないということになりますのでしっかりと進めていただきたいと思えます。

議長 はい、どうぞ。

委員 同じく平田地区について教えていただきたいんですけども、前回昭和42年に計画されて合意が得られなかったという原因はなぜかということと、こちらに住まわれている方は年齢層はどういう方たちか、後は、地権者は色々な人に分かれているのか、それとも同じ人が大量に土地を所有しているのかということをお聞かせいただけたらと思えます。

説明員 平田地区につきましては、お手元にスクリーンを焼いた資料があると思うのですが、その7枚目の裏を御覧ください。「平田地区の状況」という写真を載せております。老朽した建物も多く、道も狭い、防災面、環境面で非常に課題のある地区です。年齢層については把握していませんけれども、昭和42年に五井駅東口側の五井駅前地区土地区画整理事業第2工区と一体で都市計画したのですが、その当時は、第2工区についてはあまり家が密集していない地区でしたが、平田地区では、既に相当密集していました。その点で、地権者数が多く、住民の合意が得られなかったものです。平成14年に地権者115名から、土地区画整理事業を先送りして平成通りの整備をしてほしいという要望書が提出されたのを受けて、平成通りの整備をまず進めるという方針を採っていました。当時は市施行の区画整理を6地区やっていたこともあり、新たな事業を立ち上げるのが難しかったというのが、平田地区が事業化されなかった理由です。

説明員 補足させていただきます。昭和42年に決定して区画整理事業をやるということであつたのですが、やはり区画整理事業は減歩が伴います。既存の宅地ですと、自分の敷地が減歩という形で減ってしまいますので、田んぼとか農地とかについては減歩されてもいいだろうということはあるんですけども、今住んでいる宅地が減歩されるということから、抵抗があつたのではないかと考えております。

今回、都市再開発方針への位置付けについては、区画整理で面的に整備することは、時間と事業費が相当かかることとなります。今の状況の中では、区画整理ということに固定せず、色々な手法を検討したいと考えております。

委員 今のお話からお聞きしたいことがあるのですが、もし再開発の場合、土地が公道に面しているか等の違いで一律ではないのでしょうか、平均的な値で減歩率はどれくらいに

なるのでしょうか。もしお分かりでしたらお願いしたいと思います。

説明員

今回の平田地区については、計画上区画整理で行きましようとなっけています。平均減歩率は20数%と思いますが、当然平均ですので、色々状況によって違ひます。平田は相当密集している所、老朽化している所と空地が混在しています。それを一律に区画整理をやろうというのはなかなか現実に難しいだろうと。これから30年40年かけてどういふまちづくりを行うかというのを行政だけで一方的に決められませぬよね。こいうまちづくりをイメージしましようと地元の方と話し合いながら、色々な手法を取れるよう条件を設定する、区画整理であれば減歩率、再開発であれば権利転換ということになります、事業手法とまちづくりのレベルによって変わってきますので、今現在あの地区を一律に何%でやって行こうという考え方ではありません。

説明員

減歩率につきましては、今の公共用地がどのくらいあるかと、整備した後に公共用地がどのくらいになるかの差によってトータルの減歩率は違ひてきます。今やっているとこころは大体20数%ですけれども、それも市が先行して用地取得をした中で従前の公共用地を増やして20数%にしています。今、平田地区の現状の中でやるとするとそれでは収まらないという状況になるのではないかと思います。再開発、高度利用というのは、地区全体をやるのではなくて、一部を先取りして再開発をやるというやり方があります、そういう時は、建物の一部を保留床として売却したりして事業費に充てますので、減歩率とはまた違ひうということになります。

議長

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

委員

誘導地区というのは、西口ですよ。

説明員

今回追加する平田地区は東口ですが、イコール誘導地区ということになります。その他の今までの区域については、1号市街地かつ2項地区ということで、変更はございませぬ。

議長

他に御質問、御意見ございませぬでしょうか。はいどうぞ。

委員

多分、この平田地区は、相当平均年齢が上がっているのではと思うのですが、相続が起きたときに市外の人に行ってしまうたりすると、收拾がつかないことになってしまうと思うんですね。ですから、できれば相続が起こる前の段階で市に寄付するよな、そうすると相続税を緩和するよな、そういう施策を取れると少し流動的になるのではないかと思います、用地を少しでも取得して行かないといつまでたっても前に進まないよな気がします。時間がたつほど混乱してしまひます。

説明員

市が宅地を取得して事業を行うということは、今の財政状況の中では大変厳しいと思います。ですから、民間誘導という中で、1宅地だけではなくて、区域をまとめて開発しようとか、そういうことができれば、もっと高度利用も図れるのではないかと考えております。色々な手法があると思いますので、検討して、皆さんに諮る段階まで行けたらと考えております。

議長

今回の平田地区の関係で思うのは、五井駅に非常に近いところですので、是非、有効に活用してほしい。このことは地元の市街地にとって非常に大事なことで、コンパクトシティをつくっていくという基本的な方向に沿った形になります。公共交通への接近性の良い土地が良好に発展していくことは、歩いて生活できるという意味での良さ、あるいは車に頼らなくてもいいということで環境にも良いし、コンパクトシティは予算も節約できる、そういうことになります。そういう意味で、この地区の良好な発展の促進を

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に他に御意見ないようでしたら、これで質疑を終結したいと思ひます。

その他（市原市都市計画マスタープランの進行管理について）

議長

その他として説明員からお知らせがあるとのことですのでお願ひします。

説明員

都市計画課です。委員の皆様へ「都市計画マスタープランの進行管理」について、御報告がござひます。

お手元の資料、「都市計画マスタープランの進行管理について」を御覧ください。こちらのA4の資料です。資料の方、委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。

ここで御説明させていただきます「都市計画マスタープラン」は、先ほど、御説明させていただきました「区域マスタープラン」ではなく、いわゆる市町村マスタープランと言われるもので、各市町村の行政区域を対象とした、市原市の「都市計画マスタープラン」でござひます。

現行の市町村マスタープランであります「市原市都市計画マスタープラン」は、平成20年3月に策定したもので、「改訂市原市総合計画」に定められました「都市像」である「ともに輝く 元氣なふるさと いちはら」の実現を目指し、5つの戦略をまとめたものでござひます。

1つ目の戦略は、「都市の活力を生み出す拠点の形成」、2つ目は、「いはらの特性を踏まえた集約型都市構造への転換」、3つ目は、「パートナーシップによるまちづくりの推進」、4つ目は、「市民の生活を支える交通システムの構築」、5つ目は、「ふるさとの資源の継承と活用」となっております。

これらの5つの戦略に基づき、資料の2ページ目にお示ししてござひますように、各部局で施策を決定し、事業を実施することで、本市のまちづくりを推進してきたところでござひます。

「市原市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に基づく、本市のまちづくりの「基本」となるものでござひますので、各施策や事業の進捗、成果を検証し、その結果を次に活かしていく必要がござひます。このため、計画策定時にその効果や成果を測定するための指標を設け、計画の進行管理を行っているところでござひます。

資料の3ページ目を御覧ください。「市原市都市計画マスタープラン」では、計画期間中3年を目途に、計画の進捗状況や評価を行い、その結果を中間報告としてまとめることとしております。

前回は、平成24年3月に、本審議会へ委員の皆様へ御審議をいただき、その結果を中間評価報告としてまとめ、市のホームページ等で、市民の皆様へ御報告をさせていただきました。

本来であれば、前回の評価から3年目となりますので、今年度末に委員の皆様へ御報告をし、御審議いただくところでござひますが、「本市都市計画マスタープラン」は、平成27年度を目標年次としておりますので、来年度以降、新総合計画の策定状況を睨みながら、次期都市計画マスタープランの策定作業を開始することとなります。

策定作業では、これまでの事業・施策の評価・分析が必要となりますが、これに合わせ、最新の実績値を用いた評価・分析結果を反映させてまいりたいと考えております。

このため、本来、今年度末に行う予定でありました第2回目の中間評価を、来年度に行う評価・分析に替えさせていただきたいと考えておりますので、委員の皆様には、御了解いただけますよう、お願いいたします。

今後の予定といたしましては、来年度以降、先ほども申し上げましたように、次期都市計画マスタープランの策定作業を行ってまいります。

まずは、現計画をしっかりと振り返り、検証した上で、策定に取り掛かってまいりますので、その際、委員の皆様には、改めて御意見を賜りたいと考えております。今後とも、御協力をお願いいたします。

以上で都市計画マスタープランの進行管理についての報告を終わります。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長 これについて何かございますでしょうか。

委員 ということになりますと、この計画の次の作成に当たってはこのメンバーではなく、次のメンバーによる審議会に中間報告をされると認識してよろしいのでしょうか。

説明員 委員さんの改選等ございますので、申し訳ないのですが、新しい委員さんに御報告することになると思います。

委員 ありがとうございます。今回も資料作成に際しまして、執行部の方から色々丁寧に、特に議員の委員の方たちには個々に今まで説明されてきたと思うんです。特に、こういう中身の重要な案件に関して場を設けて説明していただくのは大変ありがたいのですが、今後は、特に議員の方たちはまとめて1回で説明していただく方が、執行部の方々も効率的だと思いますので、その辺も視野に入れて説明の仕方を検討していただきたいなど。次はどの議員が委員になるか分からないわけですが、よろしくお願ひしたいとおもいます。

議長 ありがとうございます。いろんな事務の効率化も行政として大事だと思いますので、今の発言はすばらしいと思います。御検討をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、これで議事を終了したいと思います。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。

本日の議事は終了いたしました。

係員の指示に従って退席をお願い申し上げます。

(傍聴人退席)

議長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたり御協力のほど、大変ありがとうございました。